

令和2年8月24日

利用中止時のキャンセル料全額還付の終了について（お知らせ）

現在、新型コロナウイルス感染症の感染予防のために施設利用をキャンセルされた場合においては、キャンセル料は全額還付しているところではありますが、令和2年10月1日以降にご予約される利用につきましては、通常の扱いとさせていただきます、規定どおりのキャンセル料をお支払いいただくようになります。今後はその点も含めまして、十分にご検討のうえご予約くださいますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策が十分に整っていない場合、または感染症拡大対策防止のため当館が休館する場合は、お申し込み後であっても施設利用の中止をお願いする場合があります。その場合当財団は補償の責任を負いません。

ご不便をおかけいたしますが、なにとぞご理解くださいますようお願いいたします。

記

- 1 対応開始 令和2年10月1日以降のご予約分から
- 2 キャンセル料 キャンセル料発生日からご利用20日前まで：50%
ご利用19日前～利用日当日：100%
※キャンセル料発生日は、施設利用料金お支払い期限日もしくは、施設利用料をお支払いいただいた日のどちらか早い方となります。
- 3 そのほか すでにご予約されている分につきましては、1回目の変更もしくは中止のみ全額還付いたします。2回目以降は規定どおりとなりますのでご注意ください。

以上